

無余地性の基準について

国土交通省 道路局 路政課 道路利用調整室

渡邊課長

もうそろそろ年末だね。しかし、大野君の机の周りは相変わらずファイルや資料が大量に置かれていて汚いね。大野君が帰ってきたら、机の周りを整理してから年を越すように言わないとなあ。

栗本係員

市役所の方と打合せをしていますが、もう少しで帰ってくると思いますよ。

大野係員

栗本さん、打合せから戻りました。

栗本係員

お帰り。どんな案件だったの？

大野係員

市が占用者となるイベントの申請だったんですが、無余地性の基準に適合するかを気にしていました。

栗本係員

無余地性の基準か。基本的な内容だけど、突き詰めて考えると奥が深いからなあ。ちなみに、大野君は無余地性の基準についてちゃんと理解しているのかな？

大野係員

無余地性の基準くらい、当然わかっていますよ！

栗本係員

じゃあ、簡単におさらいしてみようか。無余地性の基準について説明してみて。

大野係員

え〜っと、道路法第 33 条に規定されている占用の許可基準の 1 つであり、道路上に物件を設置することにより、道路の構造や交通に影響が生じるため、一般交通の用に供するという道路の本来目的からは好ましくないものである以上、道路の敷地外に余地がある場合に占用を認める必要はないことから、道路の敷地外に余地がないためにやむを得ないものに限り占用を許可することができるという基準です。

栗本係員

そうだね。「道路の敷地外に余地がないためにやむを得ない」とは、具体的にどういうことかな？

大野係員

近辺の道路の敷地外に物理的に余地があるかどうかの確認になります。

栗本係員

余地の確認に当たってどんな考え方があるかな？

大野係員

えっ！いや、単純に余地があるかの確認なので、特にそれ以上の考え方はないと思ってたんですけど…。何かありましたっけ？

栗本係員

しょうがないなあ。少し前に本省から事務連絡*が来てたけど、覚えてる？

大野係員

え〜っと、探してみます。事務連絡とかの綴りはどこだったかなあ。
(机の周りを探し出す)

栗本係員

ちゃんと資料を整理しておかないと。さっき、課長も大野君の机の周りの状況を気にしていたよ。

大野係員

あ！ありました。え〜っと、「無余地性の基準の適用について道路管理者が判断するに当たっては、経済的な要素や利用者の利便等を含めた諸般の事情を考慮できるもの」と書かれていますね。

栗本係員

経済的な要素については、あくまでも客観的なものでなければならなくて、申請者である会社の経理内容等、申請者の個人的事情まで考慮する必要はないことは注意しないとね。ちなみに、利用者の利便についてはどんな考え方になるかな？

大野係員

物理的に余地があっても、利用者の利便性を考えると余地があるとは言えないということですかね。

栗本係員

もう少し具体的に言うと、道路の利用者にとって利便性があるような物件については、主要な通りから離れた路地裏などに物理的に余地があったとしても、そこに立ち寄るためには一度路地裏に立ち寄り、再度主要な通りに戻ることになるから、利用者の利便性を考えると、余地がないものと判断することができるんだ。

大野係員

無余地性と一言でいっても、いろんな考え方があるんですね。

栗本係員

そうだね。都市再生特別措置法などの所謂占用特例を活用しないと許可できないと思われる場合であっても、無余地性の基準についてこのような判断を行うことで、占用特例を活用しなくても占用許可が可能な場合があったりするよ。

大野係員

占用特例を活用する場合、都市再生整備計画を作成するなど、それなりに手続きが必要で大変ですからね。

栗本係員

実務的にはそういった面もあるけど、そもそも、都市再生特別措置法などの占用特例については、まちの賑わい創出などによって都市再生に貢献することや、占用物件の設置に伴い必要となる道路交通環境の悪化防止のための清掃などが行われることを踏まえて特別に無余地性の基準を適用しないこととしているものだというをちゃんと理解しておかないといけないよ。

大野係員

なんだか、占用特例と無余地性の基準の判断に当たって諸般の事情を考慮する場合の違いがこんがらがってきました。

栗本係員

占用特例は無余地性の基準が適用されなくなるもの。無余地性の基準の判断に当たって諸般の事情を考慮する場合は、無余地性の基準は適用されるものの、その判断に当たっては様々な要素を考慮できるというものだよ。ただし、その場合は無余地性の基準が設けられている趣旨を踏まえて、逸脱しない範囲で判断しなければならないことに注意しなきゃね。

大野係員

無余地性の基準って単純なものだと思ってましたが、奥が深いなあ。この点も含めて市役所には回答したいと思います。栗本さん、ありがとうございました。

渡邊課長

一段落ついたみたいだね。無余地性の基準は基本的な許可基準だけど、道路管理者の裁量によるところが大きいから、考え方をしっかり理解しておかないといけないね。

大野係員

そうですね。栗本さんに相談してすっきり整理できました。

渡邊課長

それはよかった。ところで大野君、年を越す前に机の周りの資料も整理してすっきりしてから年を越すようにしてね。

大野係員

(え！この大量の資料を年内に片付けるのは、ちょっと難しいな…)

え〜と、課内のロッカーは既に他の資料でいっぱいなので、倉庫のロッカーでなければ入りません。これらの資料は今後もしばらくは使用する可能性があります、倉庫は地下にあるので、僕の利便性を考慮すると、余地があるとは言えないことから、机の周りに置くのはやむを得ないと判断することができます。

渡邊課長

はあ…。大野君もだいぶ口が達者になってきたね。

栗本係員

(課内のロッカーの資料を倉庫に持っていけばいいだけだと思うけど、僕の資料も片付けなきゃいけなくなると大変だから、黙っておこうっと。)

※「道路空間の有効活用に資する道路占用の取扱いについて」(平成 28 年 3 月 31 日付け事務連絡) (抄)

占用特例を活用せずに道路を占用しようとする場合、無余地性の基準が適用されることとなるが、無余地性の基準の適用について道路管理者が判断するに当たっては、経済的な要素や利用者の利便等を含めた諸般の事情を考慮できるものであり、占用特例の対象とされている物件は、占用特例を活用せずとも、占用許可は可能な場合がある点に留意して、許可の可否を適切に判断すること。